

笹目一丁目町会規約

(名称と事務所)

第1条 本会は、戸田市笹目一丁目町会（以下「町会」という。）と称し、事務所を町会長宅に置く。

(会員)

第2条 この町会の会員は、戸田市笹目一丁目地区に居住する者及び所在する事業所をもって組織する。

(目的)

第3条 この町会は、会員自らが協力、協働を理念として、共に支え合って、ひと・まち・みどり輝く豊かな生きがいのある笹目一丁目町会の実現を目的とする。

(事業)

第4条 この町会は、前条の目的を達成するための次の事業を行う。

1. 文化の向上に関する事。
2. 福利厚生に関する事。
3. 環境改善に関する事。
4. 保健衛生に関する事。
5. 防犯、防災に関する事。
6. 市の委託業務に関する事。
7. その他本会の目的を達成に必要な事。

(役員)

第5条 この町会に、次の役員を置く。

1. 町会長 1名
2. 副町会長 若干名
3. 会計 1名
4. 副会計 1名
5. 会計監査 2名
6. 総務部長 1名
7. 文化広報部長 1名
8. 厚生部長 1名
9. 防犯・防災部長 1名
10. 環境衛生部長 1名
11. 館長 1名
12. 女性部代表 若干名
13. 組長 各組1名
14. 班長 各班1名
15. 各部副部長 若干名
16. 各部部員 若干名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 町 会 長 町会を代表し、会務を総括する。
2. 副 町 会 長 町会長を補佐し、町会長事故あるときはその仕事を代行する。
3. 会 計 町会の会計業務に当たる。
4. 副 会 計 会計を補佐し、会計事故あるときは、その仕事を代行する。
5. 会 計 監 査 町会の会計業務を監査し、総会に報告する。
6. 総 務 部 長 総務部の業務を遂行する。
7. 文化広報部長 文化広報部の業務を遂行する。
8. 厚 生 部 長 厚生部の業務を遂行する。
9. 防犯・防災部 防犯・防災部の業務を遂行する。
10. 環境衛生部長 環境衛生部の業務を遂行する。
11. 館 長 会館運営の業務を遂行する。
12. 女性部代表 女性部の業務を遂行する。
13. 組 長 町会長と班長との連絡、調整に当たる。
14. 班 長 班を代表し班務を遂行し、組長及び町会長との連絡、調整に当たる。
15. 副 部 長 部長を補佐し、部の業務を遂行する。
16. 部 員 部の業務を遂行する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次の通りとする。

1. 第5条の第1号から第3号の役員は選考委員会に於いて選出し総会の承認を得る。
2. 第5条の第4号から第11号までの役員は町会長が委嘱し総会に報告する。
3. 女性部代表は部員の互選により選出し総会に報告する。
4. 組長は各組毎に選出し総会に報告する。
5. 班長は各班毎に選出し総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 役員の仕事は2年とし、但し再任を妨げない。
2. 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(顧問、相談役)

第9条 この町会に顧問、相談役を置くことができる。いずれも総会の承認を得る。

1. 顧問は町会長退任後、就任する。
2. 町会長の推挙で議員、有識者を相談役に就ける。
3. 仕事は、町会長、役員会が必要あるときに諮問に応える。
4. 仕事は顧問は2年とし、町会長再任のときは延長する。
相談役は役員会で決める。

(専門部)

第10条 第4条の事業を円滑ならしむため、次の専門部を置く。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 総務部 | 庶務、企画、地区内各種団体の育成強化に関する事項及び他の部に属さない事項。 |
| 2. 文化広報部 | 社会教育、体育、青少年の育成、教育、指導その他、文化教養に関する事項及び親睦に関する事項。 |
| 3. 厚生部 | 福利厚生に関する事項。 |
| 4. 防犯・防災部 | 防犯・防災に関する事項、街路灯に関する事項。 |
| 5. 環境衛生部 | 環境衛生に関する事項、公害防止等に関する事項、ゴミ処理・資源再利用に関する事項。 |
| 6. 会館運営 | 会館の管理運営に関する事項。 |
| 7. 女性部 | 女性の社会的地位の向上、女性相互の親睦に関する事項。 |

(専門部の構成及び選任)

第11条 専門部の構成は、次の通りとする。

1. 各専門部は部長、副部長、部員によって構成する。
2. 部員は組より選任された者及び町会長の委嘱した者を以て組織する。
3. 女性部は1号の規定にかかわらず、各女性部班より班長を選出する。代表は、女性部員より選出する。

(会議)

第12条 町会の会議は、次の通りとする。

1. 総会は町会長が招集し予算、決算、事業計画、事業報告、その他規約の定める事項を審議、決定する。
又、町会長が特にその必要を認めるとき、或いは会員の2分の1以上の要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
2. 理事会は第5条第1号から第13号の役員で組織し、町会長が招集し事業の企画立案、予算の編成、各種行事、その他重要事項を審議決定し、町会の運営にあたる。なお、町会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
3. 役員会は第5条の役員と町会長の委嘱した者をもって組織し、町会長の諮問事項を審議決定し、指示事項の処理に当たる。
年2回以上開催するものとする。
4. 専門部会、組の会議、その他、前号以外の会議は関係者の合意もとに開催出来、招集者は、あらかじめ町会長の承認を得、三役の出席を請おう。

(会議の成立と議決)

第13条 町会の会議成立と議決は、次の通りとする。

1. 会議の成立要件は、会員（第15条に規定する会費納入世帯及び事業所となる）の2分の1以上の出席をもって成立する。
ただし、委任状の提出のある者は会議に出席した者とする。
2. 前号の規定は、総会について適用し、その他の会議の成立要件はこの限りでない。
3. 議決は出席者の過半数の賛同を要す。可否同数の場合は町会長並びに会議の議長がこれを決するものとする。

(会計)

第14条 町会の経費は、町会費、補助金、寄付金、その他の収入を以てこれに充てる。

(会費)

第15条 町会費は、毎年一世帯又は一事業所月額200円とし、年2回に分けて納入する。
2. 会費は、会員となった月から脱会した月分迄を納入するものとする。

(会計年度)

第16条 この町会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。

(規約の改廃)

第17条 この規約の改廃は、総会の決議を経なければならない。

(その他)

第18条 1. この規約の実施のために必要な細則は、役員会において、これを定める。
2. この規約に記載していない件に関しては、役員会にて協議し決定することができる。但し、後日総会に於いて承認を得る。

(附則)

この規約は、昭和52年5月3日より施行する。

この規約は、平成17年4月23日より施行する。

この規約は、平成19年4月21日より施行する。

この規約は、平成21年4月25日より施行する。

この規約は、平成26年4月26日より施行する。

この規約は、平成27年4月25日より施行する。